

令和3年度
事業計画書



社会福祉法人 三好市社会福祉協議会

令和3年度 社会福祉法人三好市社会福祉協議会 事業計画

《基本方針》

急速な高齢化や人口減少、社会構造や生活環境の変化等により、三好市においては高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加している。加えて、地域における近隣同士の支えあいや助け合い機能も希薄化が増し地域社会を取り巻く環境は厳しく、福祉課題はさらに複雑・多様化している。

また、世界的に猛威を振るい終息が見えない新型コロナウイルス感染症は、経済活動や住民生活に大きな影響をもたらし、休業や休職による生活困窮者や外出自粛による心身の不調者も多くみられ、新たな生活課題に対する相談も多く寄せられている。

このような状況の中、社会福祉協議会は関係機関との情報共有を密にし、本会が実施する生活福祉資金貸付業務や日常生活自立支援事業からの相談も含めた包括的な相談体制を充実させ、常に寄り添った支援ができるよう努める。

次に、地域福祉の充実に向けて策定した「第三次三好市地域福祉活動計画」（計画期間：2020～2023年度）の2年目として、これまでに実施した実態調査等を踏まえ、計画の進捗状況を確認し、成果や課題の把握を行う。計画の実行については、コロナ禍の中、人と人が触れ合う活動に制限がかかるころではあるが、感染防止対策を徹底し、地域住民や組織と連携しながら地区住民福祉協議会の自主的な取り組みを支援していく。

ここ数年の大規模な災害が多発する中で災害時の福祉支援ニーズへの対応が求められている。防災、減災の観点からも地域の多様な担い手を育て、大規模災害時に備えた災害ボランティアセンターの設置・運営訓練も継続して行う。また、災害等の不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）は、本年度に役割分担や課題の認識を明確にし策定を完成させる。

指定管理事業を含む介護保険事業等の在宅福祉サービスについては、利用者減を要因としてすべての介護サービス事業において採算の取れない非常に厳しい経営状況が続いているが、サービスの質や量を低下させることがないよう経費節減の取組みや地域の介護サービス事業所との連携を深め、利用者が住みなれた地域で平等に安心して介護サービスを受けることができるよう最大限の努力を重ねていく。

本会の財政状況については、介護保険事業における事業収入、社協会費、寄付金等自主財源の減少により極めて厳しい状況にあることを踏まえ、事務事業の抜本的な見直しを進め経営改善に取り組む。

《重点的な取り組み》

1. 身近な地域において住民主体によるサロンを推進し、地域の高齢者や障害者の孤立の解消、地域住民による見守りや支えあい活動を構築していく。
2. 誰もが不安なく生活できるように、相談業務や権利擁護のための事業を関係機関と連携を密にして総合的かつ継続的に推進していく。
3. 賛助会費や善意銀行寄付金等、自主財源の確保に向け、社協活動の一層の広報・啓発に努め、財政基盤強化を図る。
4. 福祉意識の啓発を図り、地域の生活支援のためのボランティア登録者の拡充及び組織化を行う。
5. 介護保険事業については、決算状況の結果等をもとに、次にとるべき行動の意思決定を的確・迅速に行うとともに、医療との連携や認知症高齢者の増加を踏まえた、専門的知識の習得及び介護技術の向上を目指していく。

1. 法人運営、基盤強化等

事業費 166,221 千円

社会福祉法第 109 条に規定される公益性の高い民間福祉団体として、その使命を実現する為に基盤強化と健全な運営を図っていく。

(1) 理事会・評議員会の開催と監査の実施

- 社会福祉協議会の運営を担う理事会・評議員会を開催し、健全な法人運営を図る。

(2) 総務部会・社会福祉部会の開催

- 総務部会では、法人の組織運営や財政等について検討を行う。
- 社会福祉部会では、法人が行う地域福祉活動・各種在宅福祉活動等に関して検討を行う。

(3) 適正な人事管理と労務管理の強化

- 国が推進する働き方改革関係法令の制定・改正を的確及び迅速に捉えて顧問社会保険労務士等の指導のもと適正な規程の整備に努める。

(4) 役職員研修の実施

- 市社協主催による役員、評議員を対象とした研修を実施するとともに、県社協主催の役員研修の参加に努める。
- 社協職員としての資質の向上に向けた研修や本会の業務に必要な資格の取得を勧める。

- (5) 本所及び支所の連携強化と円滑な事業実施体制
 ○本所支所定例連絡会や地域福祉課会議において、地域の課題やニーズの抽出を行い、地域の状況に合った支援活動を進めていく。
- (6) 予算の適正かつ効果的な執行及び経費削減の実施
 ○社協の主な財源が公的な補助金や助成金、賛助会費や寄附金であることから適正な予算執行と可視化に努める。
 ○経営状況が厳しい中、事業ごとに経費削減に向けた具体策を職員全体で取り組む。

2. 指定管理・業務委託物件の管理運営

事業費 6,303 千円

市が所有する福祉施設等について、指定管理及び業務委託により適正かつ円滑な管理・運営を行う。

(1) 老人福祉センター

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等を楽しむ施設として、地域の皆さまが利用しやすい施設提供に努める。

指定管理物件の名称	指定管理期間
西祖谷老人福祉センター	2016年4月1日～2026年3月31日

管理・業務委託物件の名称	業務委託期間・開始日
三野老人福祉センター	2010年4月1日～（1年毎の更新）

(2) デイサービスセンター等

デイサービスセンター等については、介護保険制度等における通所介護サービス及び高齢者の介護予防事業の委託を受け、地域の在宅高齢者等に対し幅広く支援を行う施設運営に努める。紅葉温泉デイサービスセンターや西祖谷デイサービスセンター等の自主経営を求められる施設については、引き続きコストの見直し等を行い、より効率的で効果的な運営に努める。

また、施設の老朽化が進んでいることから、三好市と協議しながら安心安全な利用にむけて環境整備に努めていく。

指定管理物件の名称	指定管理期間
紅葉温泉デイサービスセンター	2019年4月1日～2029年3月31日
紅葉センターデイサービス	2019年4月1日～2029年3月31日
三野ふれあいコミュニティセンター	2019年4月1日～2029年3月31日
東祖谷デイサービスセンター	2016年4月1日～2026年3月31日
西祖谷デイサービスセンター	2016年4月1日～2026年3月31日

3. 地区住民福祉協議会活動の支援

事業費 5,386 千円

第三次三好市地域福祉活動計画に基づき、地域の福祉活動が自主的また継続的に実行されるよう後方支援を行うとともに、ささえあいネットワーク会議等により情報交換や実態把握、ニーズの抽出・共有化と課題解決に向けた支援に取り組む。

- (1) 地区住民福祉協議会の活動支援
- (2) 地区住民福祉協議会連合会の運営
- (3) 市地区住民福祉協議会連合会の運営

4. 要援護者支援事業

事業費 50 千円

民生委員児童委員と連携を図り地域ネットワーク会議等で独居高齢者、高齢者世帯、要援護者等の実態把握やニーズの抽出を行い、地域の要援護高齢者が安心して生活できるよう地域の支援体制構築に向けて支援する。

- (1) 地域福祉台帳の整備
- (2) あんしん手帳の発行

5. 社会福祉大会開催事業

事業費 1,257 千円

社会福祉への理解と地域福祉を積極的に推進するための啓発のひとつとして開催し、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々に対し、顕彰と感謝の意を表するとともに、社会福祉の課題解決に向けた意識の共有を図る機会とする。

6. 福祉啓発・広報事業

事業費 1,402 千円

- (1) 「社協みよし」の発行

本会の各事業や地区住民福祉協議会の活動状況並びに福祉・ボランティア活動などの有意義な情報を広く市民に周知し、福祉意識の向上を図る。

発行：年 4 回（全戸配布）

- (2) 社協ホームページ活用による情報発信

社協のホームページにより、地区住民福祉協議会の活動、社協の各種事業等を掲載し、市内・市外を問わず多くの住民や若い世代に福祉活動に関心をもって頂けるような広報活動を行う。

三好市社協ホームページ <http://miyoshicity-shakyo.jp/>（随時更新）

- (3) 社協パンフレットの作成

広く市民や関係団体に対して、パンフレットにより社協の役割や組織、事業内容等をわかりやすく紹介する。

- (4) 福祉・ボランティア広報

地域活動を担う人材の育成と発掘を図るため、地域の福祉活動やボランティア活動に関連する情報をケーブルテレビ等で紹介する。

7. 物品・車両・施設の貸出事業

事業費 353 千円

(1) 物品貸出

ボランティア活動・福祉学習あるいは公的サービスでは補うことのできない一時的な介助に必要な場合等、社会福祉活動の推進を目的として本会が所有する物品の貸与を行う。

貸出物品

車いす ・ ワンタッチテント ・ レク用品 ・ 災害対策用器具
高齢者疑似体験セット ・ パネル ・ 映像器具 ・ 放送器具等

(2) 車両の貸出

本会が所有する自動車を公用に支障のない範囲で使用目的が公益性のある場合に限定した短期貸出しを行う。

(3) 施設の貸出

本会の会議室等の施設を本会業務等に支障のない範囲で、地区住民福祉協議会、自治会及びボランティア団体等の関係する行事並びに本会近隣を拠点とした同好会や団体等に貸出しを行う。

8. 賛助会員の募集

事業費 160 千円

本会の自主財源となる賛助会員の募集を行い、住民参加の一つとして広く市民に周知することで地域福祉活動への理解と協力に努める。用途については、本所・各支所単位における会費・善意銀行運営委員会で検討した上で地域の活動や福祉広報活動の財源に充てる。

特別賛助会費	1 口	10,000 円
団体賛助会費	1 口	5,000 円
一般賛助会費	1 口	1,000 円

9. 善意銀行の運営

事業費 8,049 千円

地域住民から寄せられた金品を受け付け、それらの用途について、本所・各支所単位における会費・善意銀行運営委員会で検討した上で地域の活動の財源に充てる。

- (1) 法人運営の基盤強化
- (2) 学童・生徒のボランティア啓発事業
- (3) 生活困窮者緊急食料等支給事業
- (4) 災害時の援護活動
- (5) 各支所独自事業等

10. ボランティア活動の推進

事業費 2,879 千円

(1) ボランティアセンター機能の充実

ボランティアコーディネート業務を中心にボランティア活動の支援、情報提供等を行い、三好市におけるボランティア活動の拠点として三好市ボランティアセンターを充実させる。

- ア) ボランティアに関する相談支援
- イ) 広報・啓発活動
- ウ) 福祉体験学習の支援
- エ) ボランティア養成講座の開催
- オ) ボランティア活動及びボランティア行事用保険の加入促進
- カ) 三好市ボランティア連絡協議会の運営支援（事務局）

(2) フードバンク事業の推進

生活に窮迫し食べ物に困っている相談者に対して、企業や店舗、地域住民から食料等の寄付を受け支援を行う。また、県西部 2 市 2 町社協で今年度より実施予定のフードバンク・にし阿波活動と連携を図る。

(3) 福祉・ボランティアふれあい市民フェスタの開催

福祉・ボランティア活動に対する住民の関心を高め、こどもから高齢者まで、広く市民の皆さんに理解を深めていただき、地域や世代の枠を超え、市民のふれあいと交流の場として開催し、広報・啓発・体験等を行い、福祉・ボランティア活動の意義を広める。

(4) 災害ボランティアセンター事業

- ア) 要援護者を含めた地域住民への災害復旧活動を円滑に進めるため、関係機関と連携し災害時の初動の連携及び対応について継続的な確認協議を行う。
- イ) ボランティア活動がスムーズに行われるよう、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等により本会職員のスキルアップを行う。
- ウ) 西部圏域における近隣社協の合同研修や訓練に参加し、共通理解と協力体制の強化を図る。

11. 総合相談事業

事業費 1,027 千円

生活上の心配ごとや法律に関する相談に対し、関係機関と連携のもと適切な対応をするために相談事業を実施する。

(1) 心配ごと相談員による一般相談

池田・井川地区	週 1 回
三野・山城・東祖谷・西祖谷地区	月 1 回

(2) 弁護士による法律相談

月	開催地	月	開催地
4月	三野地区	10月	池田地区
5月	東祖谷地区	11月	三野地区
6月	池田地区	12月	池田地区
7月	井川地区	1月	井川地区
8月	池田地区	2月	池田地区
9月	西祖谷地区	3月	山城地区

(3) 心配ごと相談員活動の充実（研修会・ケース検討会の実施等）

12. 日常生活自立支援事業（徳島県社協受託事業）

事業費 8,236 千円

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方を対象に、住み慣れた地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の支援を行う。

- (1) 福祉サービスに関する相談・助言、申請手続きの支援
- (2) 日常的な金銭管理サービス
- (3) 書類や通帳等の預かりサービス

13. 生活福祉資金貸付事務事業（徳島県社協受託事業）

事業費 135 千円

低所得者、高齢者、障がい者世帯を対象に相談・支援を行い、徳島県社会福祉協議会を実施主体として資金の貸し付け事務を行うとともに、関係機関と連携を図りながら対象世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進を図る。

14. 生活支援体制整備事業（三好市受託事業）

事業費 9,200 千円

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活を継続していくために、住民主体の助け合い活動が推進されるよう関係機関と連携し、多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、地域での支え合い活動を推進する。

- (1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
 - ①本所に第1層生活支援コーディネーターを1名配置
 - ②各支所に第2層生活支援コーディネーターを1名配置
- (2) 生活支援・介護予防サービス提供体制の構築
 - ①地域の課題抽出と解決に向けた取り組み支援
 - ②担い手の養成と地域資源の開発
 - ③関係者間の情報共有やサービス提供主体とのネットワークの構築
 - ④地域の支援ニーズと地域活動のマッチング
- (3) 高齢者の社会参加による介護予防と地域づくりの推進

15. 地域いきいき事業（三好市受託事業）

事業費 2,500 千円

元気な高齢者を対象とした一般介護予防事業として、介護予防のための運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等の講習を地域の身近な場所で行い、高齢者の介護予防の普及啓発と閉じこもり予防を行う。

16. 地域生活支援事業（三好市受託事業）

事業費 900 千円

障がいをもつ方がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会参加できるよう支援する。

（1）自発的活動支援事業

知的障がいのある方等を対象にボランティア活動を通じて交流や社会参加の支援を行う。

（2）声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚に障がいのある方に、月 1 回発行の市広報等を録音朗読し配布することで地域の情報提供と社会参加を推進する。

（3）スポーツ・レクリエーション教室等開催等事業

幅広い種目の障がい者スポーツ教室を実施し、身近なところでスポーツに親しむきっかけを提供する。

（4）手話奉仕員養成事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行う。

17. 三好市障害者移動支援事業（車両移送型）（三好市受託事業）

車いす使用等で一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者に対し、市が実施する身体障害者デイスサービス等の提供施設及び市内の医療機関との移送をリフト付き車両で行い、利用者の自立と生活の質の向上及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

18. 三好市移動支援事業（個別支援型）（三好市受託事業）

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要な外出及び社会参加の外出の際に移動支援を行うことにより、自立生活や社会参加を促し生活圏の拡大を図る。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

19. 障害者地域共同作業所「愛生」の運営

事業費 4,883 千円

東祖谷地区に設置の三好市障害者共同作業所「愛生」を運営し、通所により授産活動を行うことで、障がいのある方が社会参加と生きがいをもった生活を送るための支援を行う。

20. 共同募金運動の推進

事業費 1,140 千円

自分たちのちいきを良くする仕組みづくりを目的に、地域から寄せられた募金をより効果的に地域福祉活動の推進に活用できるよう努める。

- (1) 毎年10月1日より赤い羽根共同募金活動を実施する。
- (2) 県共同募金会より地域配分・歳末助け合い配分を受け、地域の福祉活動を推進する。
- (3) 徳島県共同募金会三好市共同募金委員会の運営（事務局）

21. 赤十字事業の推進

- (1) 毎年5月1日より日赤社費募金活動を実施する。
- (2) 赤十字活動の広報・啓発
- (3) 地域奉仕団活動の支援
- (4) 地域における防災訓練・救急救護法等の講習会の開催支援
- (5) 日本赤十字社徳島県支部三好市地区の運営（事務局）

22. 福祉団体活動への支援と協力

各種福祉団体等に対し助成や活動の支援を行う。

事務局事業

- (1) 三好市老人クラブ連合会
- (2) 三好市身体障害者会
- (3) 三好市手をつなぐ育成会
- (4) 三好遺族連合会
- (5) 各町村単位の福祉団体

23. 居宅介護支援事業（介護保険法事業）

事業費 38,689 千円（No.31 事業を含む）

介護保険制度により要介護認定（要介護1～5）を受けた方が、介護サービスを受けるときに必要な介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行サービスの調整等を行い、医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるよう提案し、在宅で質の高い生活が送れるよう支援を行う。

実施する事業所

- 三好市ケアプランセンター
- 三好市西部ケアプランセンター

24. 訪問介護事業（介護保険法事業）

事業費 46,953 千円

介護が必要な高齢者宅等に訪問し、食事介助、入浴介助・排泄介助等の身体介護や炊事や洗濯、掃除等の生活援助を利用者の残存能力を生かしながら、身体の状況に応じて自立した在宅生活が送れるようサービスを提供する。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

25. 通所介護事業（介護保険法事業）

事業費 78,208 千円

利用者が在宅においてその有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、通所の方法により日常生活の世話や機能訓練のサービスを提供するとともに、レクリエーション等を通じて交流や新しい出会いの場を提供し、利用者の孤独感の解消や心身の機能の維持向上、また、介護者の負担の軽減を図る。

実施する事業所

- 紅葉温泉デイサービスセンター
- 西祖谷デイサービスセンター
- 東祖谷デイサービスセンター

26. 訪問入浴介護事業（介護保険法事業）

事業費 4,624 千円

自宅の浴槽で入浴の困難な方のために、入浴車と簡易浴槽を準備し、介護職員や看護師により居室で安心して入浴ができるサービスを提供する。

実施する事業所

- 三好市訪問入浴サービス

27. 訪問看護事業（介護保険法事業）

事業費 15,618 千円

医学的な管理が必要な要介護者等が安心して在宅での療養生活を送れるように主治医との連携により病状観察や服薬管理、床ずれの手当等療養上の必要なサービスを提供するとともに、利用者やその家族の精神的な面でも支援を行う。

三好市との共同事業にて理学療法士等による運動機能及び日常生活動作能力の維持・向上を目的としたリハビリテーションを行う。

実施する事業所

- 訪問看護ステーションやまぶき

28. 障害福祉サービス事業の推進（障害者総合支援法事業）

事業費 2,963 千円

障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者として、福祉ニーズの多様化に対応できる専門知識の習得及び技術向上を図り、サービス利用者に対し介護及び生活支援を行う。

（1）居宅介護事業

在宅の障がい者に対し、身体その他の状況及びその置かれている環境に応

じてヘルパーが訪問し、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯等の家事並びに生活に関する相談や助言等生活全般にわたる支援を行う。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

(2) 重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者、又は重度の知的障がい者並びに精神障がい者であって常時介護を必要とする利用者に対し、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じてヘルパーが訪問し、入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護や生活に関する相談等、生活全般にわたる支援を行う。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

(3) 同行援護事業

利用者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、外出時においてホームヘルパーが利用者に同行し移動に必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排泄及び食事の介護等利用者が必要な援助を行う。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション

29. 障害者デイサービス事業（障害者総合支援法事業）

事業費 2,933 千円

在宅障がい者に対し、通所の方法により各種サービスを提供することによって障がい者の社会的孤立感の解消や身体機能の維持向上、自立生活の支援を図る。

実施する事業所

- 紅葉温泉デイサービスセンター
- 西祖谷デイサービスセンター
- 東祖谷デイサービスセンター

30. きらめき元気アップ教室（介護保険法・三好市受託事業）

事業費 6,348 千円

三好市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のうち、65歳以上の介護保険の給付対象とならない高齢者を対象とした一般介護予防事業として実施する。

デイサービスセンターを利用して、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・レクリエーション等の事業を提供することにより、利用者の要介護状態への進行を予防する。

実施する事業所

- 紅葉センターデイサービス
- 西祖谷デイサービスセンター
- 東祖谷デイサービスセンター

31. 要介護認定調査事業（介護保険法・みよし広域連合受託事業）

介護保険のサービスを利用するために必要な要介護認定を受けるにあたり、介護認定調査員が訪問調査を行う。

実施する事業所

○三好市ケアプランセンター

32. 一般福祉用具販売事業

事業費 1,025 千円

紙おむつ等の介護用品の販売を行うことで、介護者の利便性を図る。

33. 福祉サービス苦情解決事業

福祉サービスに対する利用者からの苦情や要望に適切に対応するための体制を整えサービスの向上に努める。

34. 在宅福祉サービス事業所会議の開催

毎月1回、定期的に本会が運営する在宅福祉サービス事業において、事業所会議を開催し、ケース検討はもとより効果的・効率的な運営の方法等を検討し、従事する職員が一丸となって考え行動する意識改革と向上心の醸成に努める。

35. 自主点検の実施

在宅福祉サービス提供事業所の業務内容等が法令を遵守した運営が行われているか自主点検を行うことにより、適正な運営を図る。

36. 生活困窮者緊急食料等支給事業

緊急に支援が必要な生活困窮者に対し、生活保護や緊急小口資金の貸付等の次なる支援までの間を支えることを目的として食料品等生活必需品を現物支給する。

37. みよし地域包括支援センターへの職員派遣

三好市の高齢者福祉事業の推進にあたり、みよし地域包括支援センターに本会より社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員及び介護予防事業に従事する介護支援専門員を派遣し、円滑な運営を支援する。

38. 社会福祉法人連携による地域ネットワーク

地域における育児、介護、障がい、貧困等の課題が複合化・複雑化していく中、市内同法人との連携による地域ネットワークづくりを行い地域での社会貢献活動を主体的、積極的に推進する。